

❓ 事業主の皆様 ご存じですか

法令等の周知は、 コンプライアンス（法令の遵守）の 第一歩です!!

「法令等の周知」とは

事業主は労働者に対して、**労働基準法、労働安全衛生法、じん肺法、最低賃金法**のうち、**事業場に関連する法令等の要旨や労使協定等を周知**しなければなりません。

周知方法は

- ① 常時各作業場の見やすい場所に掲示・備え付ける。
- ② 書面で交付する。
- ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できるような機器を設置する。

※厚生労働省のホームページでも関係法令の閲覧ができます。 <http://www.mhlw.go.jp/>

「法令等の周知」に当たっては、条文を周知するだけでなくその内容をわかりやすく解説するように心がけてください。

お問い合わせ先

茨城労働局労働基準部監督課

電話：029-224-6214 <http://www.ibarakiroudoukyoku.go.jp/>

お近くの各労働基準監督署へ

■ 水戸署……029-226-2237

■ 土浦署……029-821-5127

■ 古河署……0280-32-3232

■ 龍ヶ崎署…0297-62-3331

■ 日立署……0294-22-5187

■ 筑西署……0296-22-4564

■ 常総署……0297-22-0264

■ 鹿嶋署……0299-83-8461



参考条文 (法令等の周知についての関係条文)

労働基準法 (法令等の周知義務)

第106条 使用者は、この法律及びこれに基づく命令の要旨、就業規則、第18条第2項(貯蓄金の管理に関する協定)、第24条第1項ただし書(賃金控除協定)、第32条の2第1項(1ヵ月単位の変形労働時間制に関する協定)、第32条の3(フレックスタイム制に関する労使協定)、第32条の4第1項(1年単位の変形労働時間制に関する協定)、第32条の5第1項(1週間単位の変形労働時間制に関する協定)、第34条第2項ただし書(一斉休憩適用除外に関する協定)、第36条第1項(時間外及び休日の労働に関する協定)、第38条の2第2項(事業場外労働制に関する協定)、第38条の3第1項(専門業務型裁量労働制に関する協定)並びに第39条第5項(年次有給休暇の計画的付与に関する協定)及び第6項ただし書(年次有給休暇の賃金の定めに関する協定)に規定する協定並びに第38条の4第1項及び第5項(企画業務型裁量労働制に関する決議等)に規定する決議を、常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること、書面を交付することその他の厚生労働省令で定める方法によって、労働者に周知させなければならない。

2 使用者は、この法律及びこの法律に基づいて発する命令のうち、寄宿舎に関する規定及び寄宿舎規則を、寄宿舎の見易い場所に掲示し、又は備え付ける等の方法によって、寄宿舎に寄宿する労働者に周知させなければならない。

労働安全衛生法 (法令等の周知)

第101条 事業者は、この法律及びこれに基づく命令の要旨を常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けることその他の厚生労働省令で定める方法により、労働者に周知させなければならない。

2 事業者は、第57条の2第1項又は第2項(文書の交付等)の規定により通知された事項を、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で当該通知された事項に係るものを取り扱う各作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けることその他の厚生労働省令で定める方法により、当該物を取り扱う労働者に周知させなければならない。

じん肺法 (法令の周知)

第35条の2 事業者は、この法律及びこれに基づく命令の要旨を粉じん作業を行う作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付ける等の方法により、労働者に周知させなければならない。

最低賃金法 (周知義務)

第8条 最低賃金の適用を受ける使用者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該最低賃金の概要を、常時作業場の見やすい場所に掲示し、又はその他の方法で、労働者に周知させるための措置をとらなければならない。